

津山松平藩では正月2日が御用始めで、町奉行は他の奉行衆とともに津山城に登城して、御用所で祝儀を述べ、七間廊下で吸い物と酒をいただくのが恒例でした。その後、町奉行は役宅に帰り、城下町の大年寄3人、札元5人と杯を交わすのでした。

こうした儀礼の席では欠かすことのできない酒ですが、商売が絡むと様々なことがありました。

津山藩内で販売される酒には、領内で生産された酒と、他領で生産された酒があります。他領の酒を販売するためには、他所酒販売の株が必要でした。これは、領内産の酒と他領の酒を販売調整するため、株高と運上銀徴収を通じて統制していました。

明和6年(1769)3月、津山藩では領内での酒造業者を保護するため、他領の酒の販売を禁止しました(在庫の販売期間を考慮して、5月1日から完全実施)。こうした禁令は、江戸時代にはよくあることでした。小桁にあった船番所では、吉井川を登ってくる船荷の酒を差し止めました。

他領の酒の販売禁止は、様々な影響がありました。城下のある酒屋では、それまでは他領の酒を売っていましたが、それができなくなつたため、特例として地酒の販売が許可されました。ただし、奉行所からは、地酒販売の株を与えるのではないとくぎを刺されていました。こうした例は、他の同業者でもありました。

また、藩からのお達しが、他国の酒の禁止となつていたので、美作国内の他領(天領や他藩)で造る酒は合法と解釈して販売する例が出て、津山藩はあわてて他領の酒の禁止である旨を触れています。

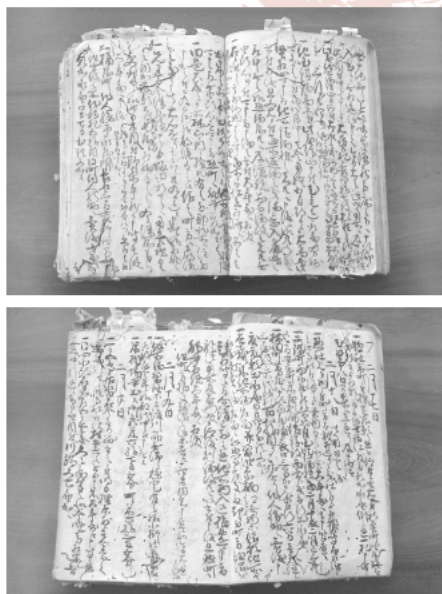
## 津山城百聞録

### ～藩内の酒販売～

この政策により領内産の酒はよく売れるようになりまし。ところが7月末の在庫調査で、上等な酒が不足することがわかりました。新酒が出回る9月を前にして、10日間くらいは領内から上酒がなくなるというのです。相談を受けた町奉行は、在庫の多い下等酒でしのぐしかない判断しました。

新酒が出回り始めてからも、領内産の酒の独占状態ですから、値段が高い割に風味の悪い酒が出回って、大いに問題になりました。

この禁止令は酒以外の商品にも適用されました。地元業者を保護する目的の政策は、実際には城下町経済に悪影響を及ぼし、町人の生活にも支障が多いということが判明し、早くも翌年の明和7年2月には禁止令は廃止され、以前どおりに他領の酒も販売されるようになったのでした。



▶町奉行の「御用日記」。上段は禁令を出したときの、下段は禁令を撤回したときのもの

### 11月中のひとの動き

人口	111,417人(前月比△29)
男	53,188人(同+1)
女	58,229人(同△30)
世帯	43,019世帯(同+28)
転入	222人
転出	231人
出生	79人
死亡	99人

(12月1日現在)



広報つやまは、環境保護のため古紙配合率100%再生紙、大豆油インキを使用しています。読み終えた後はリサイクルにご協力ください

### つぶやき

#### 編集室

2年ぶりにアイスランド津山が再開しました。久しぶりにスケート靴を取り出してうれしさがじんわり。こんな人もいることでしょう。屋外スケート場で楽しむ津山の冬。子どもたちにもしっかり味わってほしいですね。

明けましておめでとうございます。昨年は世の中物騒なことばかり。そんなムードを吹き飛ばそうとクリスマスコンサートを行い盛り上がりました。今年は音楽をとおしてまた新たな可能性に挑戦したいです。(X)



正月に寄席の落語で初笑い、が私の十数年來の恒例行事。笑う門には福来るはずなのに、福が来ている実感はありません。でも毎年健康で初笑いに行けることが、何よりの福なのかも。身の丈にあった小さな幸せ。(鉄)



つやま 広報

1月



編集・発行 (毎月10日発行)

津山市企画部行政広報室 (市役所3階)  
〒708-8501 岡山県津山市山北520番地  
☎0868-23-2111(代) ☎0868-32-2152  
Eメール kouhou@city.tsuyama.okayama.jp

☆広報つやまはホームページで閲覧できます。  
<http://www.city.tsuyama.okayama.jp/>

